

USPTO における審査待ち期間、2002 年以降で最短に

2019 年 10 月 10 日
JETRO NY 知的財産部
柳澤、笠原

米国特許商標庁（USPTO）は 10 月 9 日、特許審査におけるファーストアクションまでの平均待ち期間（First Action Pendency）、及び最終処分までの平均期間（Total Pendency）が、2019 年 9 月末時点（FY2019 末時点）でそれぞれ 14.7 月、23.8 月となり、同庁が目標としていた First Action Pendency 15 月未満、Total Pendency 24 月未満を達成したことを公表¹した。

USPTO によると、First Action Pendency 14.7 月という数字は、2002 年 1 月以降で最も短い数字であるとのこと。なお、この間の USPTO への特許出願件数は、353,000 件（FY2002）から 667,000 件（FY2019）へと増加している。

USPTO は、今後も適切な業務分析を行うことによって審査待ち期間の適正化を進め、可能な限り多くの出願を米国特許法第 154 条 b の特許期間調整規定で定められている期限内（First Office Action 14 月以内 etc.）に処理することを目指すとしている。

MEETING OUR GOALS

Total Pendency Target < 24 months | First Action Pendency Target < 15 months



Source: USPTO website

(以上)

¹https://www.uspto.gov/blog/director/entry/uspto-meets-critical-goals-to?utm_campaign=subscriptionce&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term=